平成２４年（フ）第４５９号
新潟市江南区船戸山５丁目６番14号　アプリコットＢ３号、前住所宮城県亘理郡山元町山寺字高地137番地
破産者　小平　昌子
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６６号
新潟市西区青山５丁目９番47号
破産者　森末　晴男
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２０７号
山梨県大月市富浜町鳥沢1935番地
破産者　石井あは喜
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５５６号
静岡県御殿場市東田中字二ノ岡1959―41　ロイヤルスウェーデンテラス110号、住民票上の住所静岡県沼津市本字下河原町465番地
破産者　山内　由美
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
静岡県熱海市西熱海町２丁目６番15号
破産者　酒井　義幸
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３７２号
静岡県三島市芙蓉台２丁目３番地の22、前住所静岡県三島市徳倉936番地の１　ツリーベル301
破産者　中村　　司
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第３９７号
長野県佐久市鍛冶屋148－４、住民票上の住所静岡県富士市伝法2485番地の４
破産者　金森　理恵
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
愛知県丹羽郡扶桑町大字高雄字南屋敷100番地３
破産者　片岡　秀圭
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１６４３号
京都市伏見区石田桜木３番地　醍醐石田団地６―703、開始決定時の住所京都市上京区元誓願寺通堀川西入南門前町420番地１　サーパス堀川今出川802号
破産者　中田　忠夫
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９７７号
京都府南丹市美山町中上前62番地
破産者　松村生コンこと新井潤植こと　朴　潤植
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第９３３号
広島市安佐北区可部東２丁目７番27号
破産者　竹下　哲男
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２９８号
福岡市中央区六本松４丁目９番10号
破産者　伊藤　貫一
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１３６３号
福岡市中央区平尾５丁目19番33号
破産者　平井　久子
1　決定年月日　平成25年１月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第６８号
北海道北見市美芳町１丁目８番22号　サポートハウス美芳
破産者　長谷川章二
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第８２号
北海道常呂郡置戸町字置戸262番地の22
破産者　真貝　友美
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第３１号
山形県鶴岡市本町２丁目１番９号
破産者　廣瀬　　裕
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２４年（フ）第３号
福島県相馬市日下石字諏訪187番地
破産者　福躍　榮一
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２４年（フ）第３５号
福島県白河市鶴巻39番地　２階、住民票上の住所福島県会津若松市新横町４番23号
破産者　荒井　政義
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２４年（フ）第１２４号
群馬県太田市南矢島町671番地３
破産者　町田かほる
1　決定年月日　平成25年１月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部